

太古の足音が 聞こえる

ナウマン象化石発掘50周年記念事業

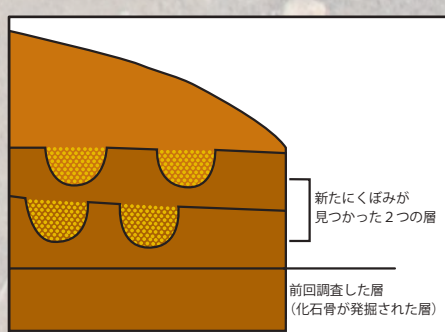


「これは、象の歯だ！」農道工事中、作業員のつるはしの先が象の臼歯に偶然当たったことで発見されたナウマンゾウの化石骨。発見の翌年に本格発掘が行われ、今年が50年の節目の年。様々な記念事業が行われ、中でも一番注目を集めたのが昨年に引き続き行われた発掘地の再調査だった。

今回の調査は、昨年の再調査の際に発見された「象の足跡化石」の調査の続きを重点的に行う予定で開始された。

発掘作業に必要な排水ピットの掘削作業に併せて地層の確認を行ったところ、昨年の調査とは違う層に大きな動物が歩いた時にできるくぼみ（荷重痕）の様なものを発見。しかも、荷重痕は、昨年の足跡化石が見つかった層のほかに2つの層で確認できた。このため、急きょ予定を変更して、浅い層のくぼみから順に調査を行うことになった。

まずは、目的の層まで大まかに土を重機で掘り返していく。くぼみを崩さないように



大きなバケットを繊細に動かしていくオペレーターの技術に驚かされる。

掘削が調査対象の層まで達すると、ここからは人力により進められる。スコップや鍬のような道具で、こちらも慎重に掘り進められる。推測どおり最初の層から多くの荷重痕とみられるくぼみが発見された。これには昨年に引き続き再調査の指揮を執った北海道博物館の添田雄二学芸員の目の輝きも増した。

発見された数カ所の荷重痕をさらに細かく丁寧に掘っていく。ここからはスプーンやはけなどを使い、くぼみの中に堆積した砂などを取り除いていく。土の質の違いを、道

具から伝ってくる感触を頼りに掘り進める非常に繊細な作業だ。

堆積物が取り除かれ、きれいな姿を現したくぼみは、ナウマンゾウの足跡化石である可能性がさらに高まる。ここで添田学芸員は、これらの荷重痕の鑑定を決断する。昨年も鑑定を依頼した滋賀県足跡化石研究会に3カ所の荷重痕の標本を送り、鑑定を依頼する。

鑑定のために採取する標本は3カ所。このうちの一つは半永久的に保存ができるように荷重痕を周りの土と一緒にくりぬくことにした。荷重痕の周りを木枠で囲い、底には鉄板を打ち込んでくりぬいた。これを重機で持ち上げ、トラックに積み込む。いったん足寄動物化石博物館に持ち込み、保存作業を行った後に化石研究会に搬送する。

鑑定を依頼する3カ所のうち残りの2カ所についてはシリコンを利用して標本を採取する。砂などの異物が取り除かれた荷重痕の表面を、更にはけなどで入念にクリーニン



グ。そこにシリコンを塗り、1日かけてしっかりと乾燥させた後に慎重に荷重痕から取り出す。これを型として石こうを流し込んで標本を作製して前述の標本と併せて滋賀県の化石研究会へ搬送した。これらの鑑定結果については令和3年1月頃に判明する予定となっている。

標本の作成作業が終わり、達成感に包まれた調査団だったが、調査はまだ続く。次に手がけたのは荷重痕の周辺の地層の調査。荷重痕付近の断面を確認するために再度、重機やスコップなどで掘り起していく。荷重痕の周辺の土に化石が含まれている可能性が高いため、取り除いた土も大切に保管する。

シリコンで標本を採った荷重痕を詳しく調査していた添田学芸員がひとつの可能性を口にする。「この3つの荷重痕は1頭の象のものかもしれない。」この言葉に現場は沸き立つ。他の学芸員も「ここに前足を置いて：」「あるね、あるね。」など期待が高まっていく。一つの個体からの複数の足跡化石発見となれば北海道では初めてのことで非常に貴重な発見となる。

地層の調査と並行して調査範囲を広げると、さらに多くの荷重痕が見つかる。今回集中的に調査を行っている層より深くにある層からも発見され、2つの層を合わせると、

その数は23カ所にも及んだ。2週にわたって行われた今回の再調査も終了の時刻が近づいてくる。「あと半日ほしい！」と添田学芸員がこぼしたように、今回の再調査は多くの発見があったが、ここでタイムアップ。

十勝管外から2日連続で参加した親子連れなど、今回の再調査も昨年と同様に多くの一般の方も参加して行われた。次の機会にはぜひみなさんも参加してみませんか。

今回発見した荷重痕



12月3日～9日は障害者週間です

誰もが暮らしやすいまちにするために わたしたちにできること

近年、障がいのある人の生活を社会や地域で支えていくという取り組みが始まっています。しかし、障がいに関する理解が十分でないことから、障がいのある人に対する差別や偏見が存在していることも事実です。
障がいや、障がいのある人に対する理解を深めましょう。

障がいのある人は町内にどれくらいいる？

町内には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人が約1700人暮らしています。
これは町の人口の約6.5パーセントに相当します。
(令和2年10月末時点)
このほかに、発達障がいや難病などにより、手帳を持っていないけれども何らかの「生きづらさ」を抱えて生活している人がいます。

障がいを理解し、一人ひとりに合ったサポートを

聴覚・言語障がいのある人

聴覚障がいのある方との会話には、手話、指文字、筆談、口話、読話や身振り手振り、図・イラストを使うなどの工夫をしましょう。人によってコミュニケーション方法が異なるので、どのような方法が良いか、本人の意向を確認しましょう。



知的障がい・精神障がいのある人

同じことを繰り返し尋ねたり、理解するのに時間がかかったりする方もいるため、簡単なメモを渡したり、図やイラストで伝えるなどの工夫をしましょう。



視覚障がいのある人

「あちら」「これ」などの指示語では「どこか」「何か」が分かりません。
場所は「30cm右」「2歩前」、物は「●●くらい大きさ」など、具体的に説明しましょう。また、誘導を頼まれたときは服をつかんでもらい、半歩先を歩きましょう。



車いすの人

段差や狭い通路で困っていたら、声を掛けて手伝いましょう。
また、車いすの方と話をするときは立ったままだと威圧的な印象を受け取られてしまいます。できるだけ同じ目線で会話をするようにしましょう。



障がいのある人に対する差別とは

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を目指し、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、**不当な差別的取り扱いをすること、合理的配慮をしないことが差別だ**としています。

不当な差別的取り扱いとは、障がいがあるという理由だけでスポーツクラブに入れない、アパートを貸してもらえない、車いすだから店に入れないことなどです。これらは、障がいのない人とは違う扱いを受けているので、不当な差別的取り扱いといえます。

合理的配慮をしないこととは、聴覚障がいのある人に声だけで話す、視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障がいのある人にわかりやすく説明しないことなどです。これらは、障がいのない人にはきちんと情報を伝えていくのに、障がいのある人には情報を伝えていないこととなります。

できることから始めよう

障がいの特性や程度、性別、年齢などにより求められることは一人ひとり違ってきます。困っている様子を見かけたり、配慮を求められたときは、できる限り力になるように心がけましょう。負担が大きくてできない場合は、相手にきちんと説明して分かってもらうことが大切です。

障がいのある人が困っているとき、「どうしたらいいかわからない」、「私にはできないかもしれない」とためらう場面があるかもしれません。専門的な知識や経験がなくとも簡単な援助をすることはできます。
困っているかどうか判断できないときでも、勇気を出して「何かお手伝いしましょうか?」と声を掛けてみてください。

障がいの程度はさまざまで、サポートの方法も状況によつてさまざまですが、一人ひとりの声に耳をかけたわけ、「その人」を知ることが、差別をなくす第一歩となります。

～気づいたあなたは支えになれる～ ヘルプマーク・ヘルプカード 知っていますか？

「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」を配付しています。

▶配付対象者

【ヘルプマーク】

外見からは配慮や援助が必要と分かりにくい方
※ヘルプマークの配付は1人につき1つです。
※ヘルプマークの趣旨に沿った、適切な利用をお願いします。

【ヘルプカード】

障がいなどがあり、周囲から手助けが必要な方

▶配付場所

福祉課・保健福祉課(ふれあいセンター福寿)
札内支所・糠内出張所

☎福祉課障がい福祉係(☎54-6612)

ヘルプカード

障がいのある方などの中には、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいます。手助けが必要なのに、「コミュニケーションに障がいがあり、そのことを伝えられない人」「困っていることを自覚していない人」もいます。

ヘルプカードは、障がいのある方などが普段から持ち歩き、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたい時などに提示することで、手助けを求めるものです。



ヘルプマーク

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が着用することで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするものです。

ヘルプマークを見かけたら、列車やバスで席を譲る、困っていれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」を見かけたら、配慮や手助けなど、思いやりのある行動をお願いします。



除雪をスムーズに進めるために

皆さんが利用する道路を少し
除雪作業を素早く安全に行う

でも早く除雪するため、民間の除雪車両を借り上げて除雪体制を整えています。
ため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

毎年、町には除雪に関する多くの声が寄せられています。その代表的な質問と要望についてお答えします。

Q 町道除雪の 出動基準は？

A 次のいずれかの場合に除雪車は出動し、道路の雪を両側にかき分ける形で除雪を行います。

※雪の量によっては左右均等に除雪できない場合もあります。

①積雪が10cmを超え、さらに雪が降り続ける場合

②圧雪などで、交通事故や交通障害が発生する危険がある場合

③強風などで、路面の吹きだまりがひどい場合

④融雪などで、道路のわだちが著しい場合

⑤道路パトロール等により、除雪が必要と判断した場合

Q 雪が降っていても除雪車が出動しない場合があるのはなぜ？

A ①通勤・通学などの交通ラッシュ時を避けるため
②時間がかかる団地内の除雪を1回の出動で効率良

Q なぜ除雪車は家の前に 雪を置いて行くの？

A 道路の雪を両側にかき分けて除雪を行うので、道路の両側にはどうしても雪が残ってしまいます。素早く効率的に除雪を行い道路を確保するため、現在の方法で行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。
また、住宅地の道路には、歩道のように見える部分があります。これは、電柱や標識、ガス管などを地下に埋設するスペースとして設けており、冬は堆雪スペースとしても使用しています。

Q 公園（街区公園）に雪を捨てたい

A 住宅地内にある公園（街区公園）に雪を捨てることはできません。

ただし、次の2つのルールを守ってください。

①雪捨ては、ママさんダンブやスコップでのみ行ってください。

※ショベルローダーやトラックでの排雪は、町指定の雪捨て場に運搬し、捨ててください。

②雪を捨てる際は、歩道まではみ出さないようにしてください。

【注意！】

街区公園の管理は公区にお願いしています。公区によっては、公園への雪捨てを禁止している場合がありますので、公区長にご確認ください。

Q 除雪車がなかなか来ないのですが…

A 一台の除雪車が除雪を完了するまでに6～8時間程度の時間がかかりますので、地域によっては除雪が遅れる場合があります。

除雪に関するお願い

路上駐車をしないでください

路上駐車は除雪作業の妨げになるだけでなく、救急車などの緊急車両の通行の妨げにもなります。路上駐車は絶対にしないでください。

道路に障害物を置かないでください

自宅前の路上や車庫出入口の障害物（スロープ、看板用ブロックなど）は、除雪作業の妨げになりますので、撤去をお願いします。

車道へ雪を出さないでください

車道への雪出しは、出した雪が圧雪され、路面にわだちができるなど事故の原因になるばかりでなく、法律違反でもありますのでお止めください。

道路付近でのそり遊びなどはしないでください

道路付近の雪山ではそりやミニスキーなどで遊ばないでください。道路への飛び出し事故につながり、大変危険です。

高齢者世帯の雪かき、公区の雪捨て場確保、除雪機の導入、地域内除排雪などの公区活動に対する支援があります。
詳しくは8ページをご覧ください。

除雪車には近づかないでください

細心の注意を払って除雪をしていますが、除雪車には死角がたくさんあり大変危険です。除雪作業中は除雪車に絶対に近付かないでください。

車庫前や玄関前の雪処理にご協力ください

除雪は道路上の雪を両側にかき分ける作業のため、玄関や車庫の前に雪がたまってしまいます。出入口の除雪について、ご協力をお願いします。

深夜・早朝作業にご理解ください

通勤・通学の時間帯までに除雪作業を終わらせるため、深夜や早朝に作業を行う場合があります。騒音等ご迷惑をおかけしますがご理解をお願いします。

センターラインを越えた除雪作業にご注意ください

車道を除雪する際に、センターラインを越えて作業する場合がありますので、ご注意ください。

屋根の雪、つららの撤去にご協力ください

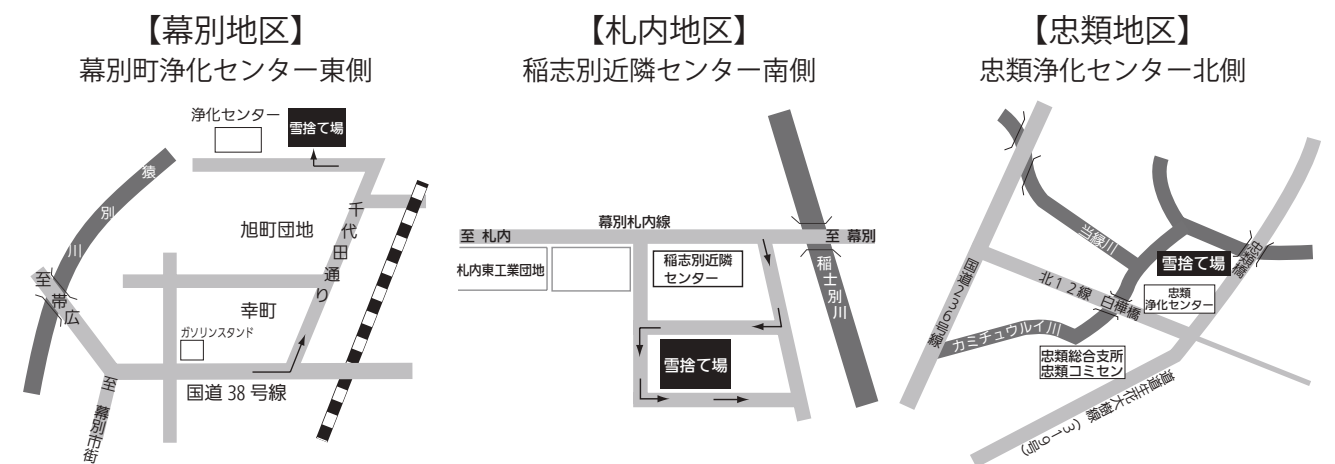
屋根の雪やつららなどが歩道や車道に落下すると大変危険です。事故防止のため、屋根の雪やつらは早めに取り除いてください。
また、軒下を通行する際は、落氷雪に十分注意するようにしてください。

道路への 雪捨ては 犯罪です

自宅や店舗、事務所などの雪を道路に捨てる行為は「道路交通法第76条3項」、「道路法第43条2号」に違反し、懲役や罰金に処せられる犯罪です。交通妨害となるような道路への雪出しを見かけたら、警察に通報または土木課管理係（☎54-6622）に連絡してください。



雪捨て場のご案内



除雪に関する問い合わせ先

【幕別・札内地域】
▶町道：土木課管理係（☎54-6622）
▶道道：十勝総合振興局帯広建設管理部（☎27-8727）
▶国道：帯広開発建設部帯広道路事務所（☎25-1250）

【忠類地域】
▶町道：忠類総合支所経済建設課建設管理係（☎8-2111）
▶道道：十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所（☎6-3141）
※道道幕別大樹線（駒島市街～旧忠類町界）、道道駒島更別線（駒島市街～更別村界）は十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所にお問い合わせください。
▶国道：帯広開発建設部広尾道路事務所（☎2-3148）